

業務見直し工程表(スクラップロードマップ:令和3年～令和5年)策定方針

1 策定の背景・目的

全国的な少子高齢化や人口減少、それに伴う地域経済の縮小など、自治体を取り巻く環境は厳しさを増しており、本市においても、多様化・複雑化する行政課題への対応や社会保障関係経費をはじめとする義務的経費の増加などにより、財政構造の硬直化が進み機動的な財政運営が難しくなっています。

こうした状況の中、健全な行政経営を行うためには、時代に応じた行政サービスの最適化を図ることが必要であることから、平成29年度からの全庁的な取り組みとして、実施事業等の課題整理や手法の検討および、関係者等への説明過程を「見える化」した業務見直し工程表(以下、「スクラップロードマップ」という。)を作成しています。

また、働き方改革の目指す姿と取り組み内容を示した働き方改革ロードマップ「Kusatsu Smart Project」では、PLAN1「職員の意識改革と多様で柔軟な働き方の実現」の具体的な取り組みの一つとして、スクラップロードマップの徹底を位置付けていることから、事業費の削減につながるものにとどまらず、職員の負担軽減など働き方改革を推進するものについて、各所属長を中心に見直しを検討いただき、スクラップロードマップを提出いただきますようお願いいたします。

2 対象期間 令和3年度から令和5年度までの3年間

※ 策定にあたっては、令和3年度当初予算へ反映(予定)する事業を含め、令和2年度からの準備行為を含めた工程表の策定を行うものです。

3 対象事業等

以下の8つの基準のいずれかに該当する事業等

- ① 費用対効果に見合わない、または、費用対効果が見えにくい事業等
- ② 時代の潮流や流行に伴い開始したものの、見直しの時期を逸し、現在まで継続している事業等
- ③ 終期の設定がある事業等(サンセット)
- ④ 対象者は限定されていないが、行政サービスの対象者が固定化されている事業等
- ⑤ 行政サービスとして水準が高すぎると考えられる事業等
- ⑥ 取組実績がない、または少ない事業等
- ⑦ 市として取り組むのではなく、他の主体(NPO等)により取り組んだ方が効果的であると考えられる事業等
- ⑧ 他に類似の事業があり、それらの事業と統廃合で対応できると考えられる事業等

※ 各施策評価との連動を図った見直しとなるよう留意し、これまでの評価結果により見直しを実施すべき事業等は積極的に提出してください。

※ 対象事業等は、各部局のマネジメントにより提案いただくものですが、別途、経営戦略課から提案・調整する場合があります。

※ その他、業務見直し工程表(スクラップロードマップ)に関する考え方は、別添「業務見直し工程表(スクラップロードマップ)について」を参照してください。

4 提出資料

(1) 内部事務および業務改善にかかる項目

- ① **様式3【内部事務および業務改善】**業務見直し工程表(スクラップロードマップ)
※様式は、「「草津市／＃庁内回答用／経営戦略課／スクラップロードマップ」フォルダ内にありますので、コピーのうえ作成してください。
※記載要領(様式 3.4 共通)および記載例を参照の上、必要事項を入力してください。
- ② その他関係資料(業務内容や事業開始の経緯、見直し内容がわかる資料等)

(2) 上記(1)以外の項目

- ① **様式4【内部事務および業務改善以外】**業務見直し工程表(スクラップロードマップ)
※様式は、「「草津市／＃庁内回答用／経営戦略課／スクラップロードマップ」フォルダ内にありますので、コピーのうえ作成してください。
※記載要領(様式 3.4 共通)および記載例を参照の上、必要事項を入力してください。
- ② その他関係資料(業務内容や事業開始の経緯、見直し内容がわかる資料等)

★回答いただいた事業等は、「廃止、縮小、手法の見直し」の検討対象とするもので、提出をもって、廃止等を確約するものではありません。

5 提出方法・提出期限

- ① 提出方法: 上記の様式と関係資料をセットにし、経営戦略課まで紙ベースで3部提出するとともに、様式のファイル名を所属名に変更した上で、データで提出可能な関係資料と併せて、「草津市／＃庁内回答用／経営戦略課／スクラップロードマップ／提出先／新規」に提出してください。(対象項目が複数ある所属は、一つのファイルに項目ごとのシートを作成してください。)
- ② 提出期限: 令和2年 6月23日(火)

6 ヒアリングについて

提出された「スクラップロードマップ」について、各所属にヒアリングを実施します。
日程は、6月下旬～7月上旬を予定しています。(後日、調整させていただきます。)

7 今後のスケジュール(予定)

令和2年 5月28日(木)	各課照会
6月23日(火)	提出期限
6月下旬 ～ 7月上旬	各課ヒアリング・審査
7月中旬 ～ 7月下旬	総務部(財政課)、理事者協議
9月上旬	対象事業の決定
11月中旬	議会報告
12月上旬 ～	対象事業等の課題整理等

8 事業等の廃止や見直しに対する対応

① 今回、新たにスクラップロードマップの対象となり、「廃止・見直し」により削減された経費は枠配分からの減額は行いません。

② 経営層(部長、副部長)および課長級(所属長、施設長、参事)、課長補佐級、係長級(係長、副係長、専門員)職員は、人材育成評価シートの行動評価の項目に事業等の見直しに努めた職員を評価する項目が設定されていることから、**行政経営および配下職員の負担軽減**の視点をもった見直しを検討してください。

また、主査級等(主査、主任、主事)職員においても、行動評価の項目に業務改善力を掲げていることから、担当業務を中心に事業等の見直しを積極的に行ってください。

9 その他

記載内容等で御不明な点があれば、経営戦略課までお問い合わせください。

担 当	経営戦略課(7階) 佐藤、村木
連絡先	内線 2245 外線 561-6544